

インドネシアのデノミネーションについて

<デノミネーションについて>

8月3日、インドネシア中央銀行は通貨ルピアのデノミネーション(通貨呼称単位の変更)を検討していることを明らかにしました。

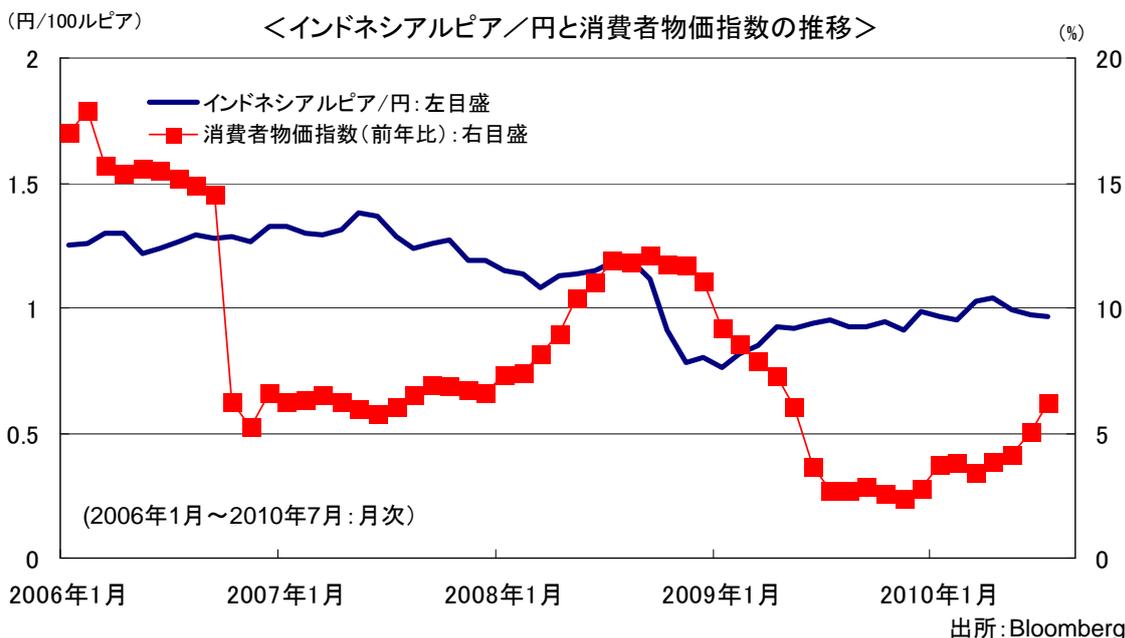
現在のインドネシアルピアは1米ドル=約8,900インドネシアルピアと、近隣のアジア諸国の対米ドルの為替レート(例:1米ドル=約46インドルピー、1米ドル=約32タイバーツ等)と比較しても桁が大きい為、現在のルピアからゼロを数桁落とした紙幣と硬貨に、「新通貨」と明記して発行する案を示しました。

今回のデノミネーション案は急激なインフレや通貨価値の下落を背景とした施策ではなく、比較的安定した物価水準、政治面でのリスクも低い中での通貨単位調整案であると考えられます。

また、経済統合の進むASEAN諸国が将来的に共通通貨を導入するケースに備えるための準備といった意味合いもあると見られています。

<インドネシアの経済状況>

インドネシアは引き続き、5%台の高い経済成長を維持し、外貨準備の積み増しや貿易黒字の拡大といったファンダメンタルズの改善傾向が見られており、インドネシアルピアは魅力的な通貨と考えられます。なお、先週7月26日の議会では、2010年の1-6月期のGDP成長率がプラス5.8%になったとの見通しをインドネシア財務省が示しました。また同時に7-12月期のGDP成長率予測をプラス6.0%とし、依然として高い成長を維持していることが再確認されました。



■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号
加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会